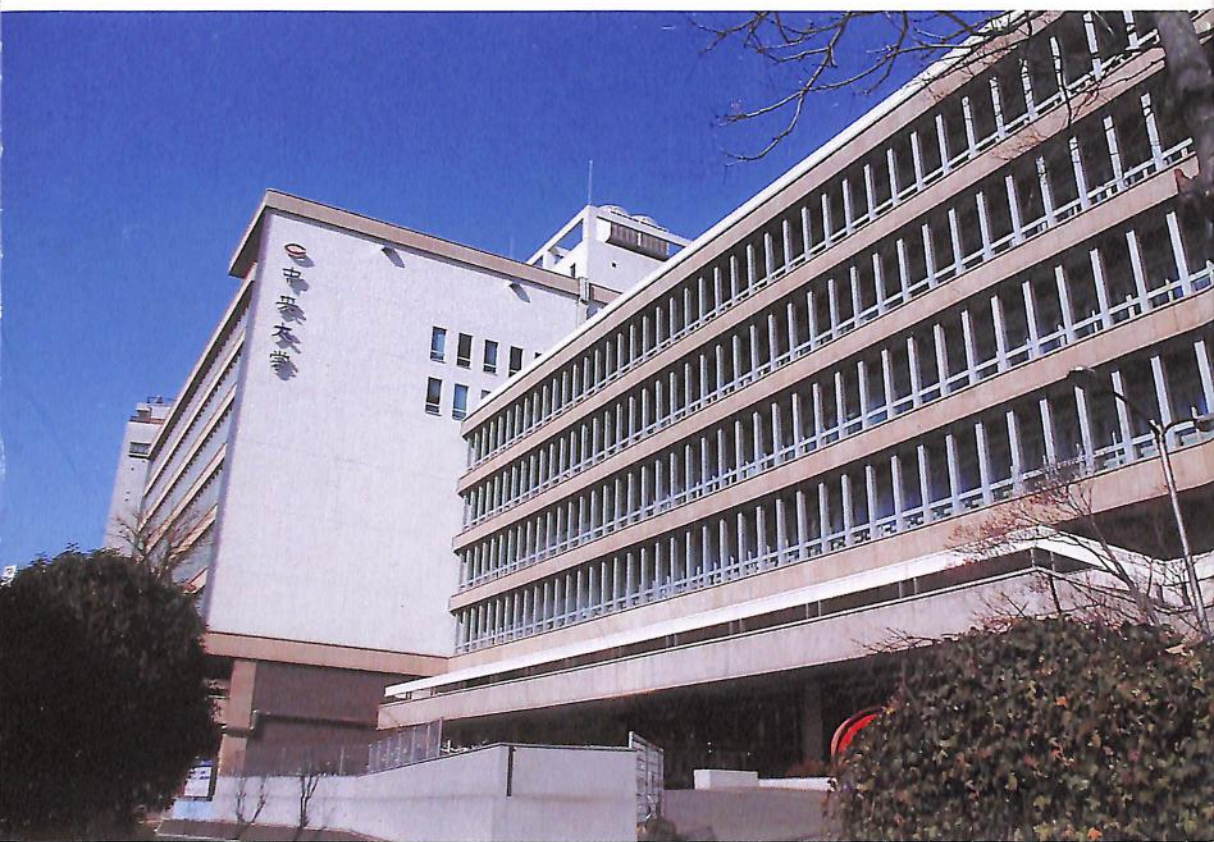


曹法大 中



2005. 5

中央大学法曹会

No. 21

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を
慕い集える若人が
真理の道にはげみつつ
栄ある歴史を承け伝う
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 光あれ

二、

よしや嵐は荒ぶとも
揺るがぬ意気ぞいや昂く
春の驕奢の花ならで
みのりの秋やめざすらむ
学びの園こそ豊かなれ
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさばらけ
胸に血潮の高鳴りや
湧く歌声も晴れやかに
自由の天地ぞ展けゆく
ああああ中央 我等が中央
中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学生会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる
ああ中央の若き日に
伝統の誇る白門の
闘い挑むはた仰げ
力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こそりふるいたつ
ああ中央の若き日に
雄叫ぶ血汐 紅は
闘魂たぎる火と燃える
力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命
ああ中央の若き日に
今ぞ座らん覇者の座に
いぞ勝どきを揚げんかな
力、力、中央 中央



中大法曹幹事会（中大法科大学院学生との懇親会）平成17年2月5日（於 東京会館）



宗像紀夫先生



松田 昇先生

講演



福原紀彦先生



中大法科大学院模擬法廷

「中大法曹」第二十一号目次

表紙題字揮毫 中津靖夫
表紙写真 法科大学院校舎
撮影 福吉 實

中大法曹会の目指すもの……………中央大学法曹会幹事長 中津靖夫(7)

中央大学の展望—大学経営の観点から—……………中央大学理事長 阿部三郎(11)

中央大学法科大学院への期待……………中央大学総長 外間寛(18)

新しい法曹養成時代の幕開け—伝統復活に向けての課題……………中央大学学長 角田邦重(21)

第一部 法科大学院の現況と課題について

新たな伝統の確立への挑戦……………中央大学法科大学院教授・法務研究科長 大村雅彦(29)

法科大学院教育課程・教員組織・施設等

……………中央大学法科大学院教授・FD委員長 福原紀彦(34)

入学者選抜の実施状況と出願者・入学者の顔ぶれ

.....法科大学院教授・入試広報委員長

山田省三(40)

法学未修者・法学既修者に対する法学教育の現状と課題

.....中央大学法科大学院教授・学修指導委員長

渡辺達徳(44)

民事法教育の現状

.....中央大学法科大学院教授

山田八千子(48)

刑事法教育の現状

.....中央大学法科大学院教授

斉藤信治(53)

外国法・基礎法教育の現状

.....中央大学法科大学院教授

長内了(58)

実務理論教育の現状

.....中央大学法科大学院特任教授

太田秀夫(63)

実務臨床教育の現状について

.....中央大学法科大学院専任教授

木村美隆(69)

先端展開科目教育の現状

.....中央大学法科大学院教授・財務省派遣

藤本哲也(73)

法科大学院における学生生活

.....中央大学法科大学院教授

野澤紀雅(79)

白門法律事務所の役割と現状

.....中央大学法科大学院特任教授・白門法律事務所所長

小名弦(83)

——中央大学法科大学院第一期生の声——

中央大学法科大学院に在学して

.....法学未修者クラス一年生

高橋久美子(88)

ソクラテス・メソッド

.....法学既修者クラス二年生

今野雅司(92)

中央大学法科大学院既修者コースに在学して

.....法学既修者クラス二年生

黒川裕希(96)

決意

.....法学既修者クラス二年生

伊藤昌一(100)

中央大学法科大学院第一期生として入学して

.....法学既修者クラス二年生

村田智子(103)

第二部 講演

預金保険機構理事長を終えて―その八年を振り返る―

.....前預金保険機構理事長 弁護士 松田 昇(111)

中央大学法科大学院の現状中央大学法科大学院教授・弁護士 宗像 紀夫(131)

委員会報告

法職教育検討委員会活動報告法職教育検討委員会委員長 石井 芳光(149)

大学問題委員会報告大学問題委員会委員長 田中 美登里(155)

会則検討委員会活動報告会則検討委員会委員長 稲田 寛(159)

広報委員会活動報告広報委員会委員長 瀬川 徹(161)

機構改革実行特別委員会活動報告機構改革実行特別委員会委員長 新井 嘉明(165)

募金実行委員会活動報告募金実行委員会事務局長 石渡 光一(167)

会務報告

平成一五・一六年度会務報告中央大学法曹会事務局長 原 誠(173)

資料

関係諸規定

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）（規程第一号）	187
中央大学学生会則	204
中央大学法曹会会則	211
中央大学法曹会人事委員会規則	222
中央大学法曹会大学問題委員会規則	223
中央大学法曹会法職教育検討委員会規則	225
中央大学法曹会会則検討委員会規則	227
中央大学法曹会広報委員会規則	228
中央大学法曹会福岡支部規則	229
中央大学法曹会広島支部規則	232
中央大学法曹会北陸支部規則	235
中央大学法曹会四国支部規則	238
中央大学法曹会大阪支部規則	241
中央大学法曹会神奈川支部規則	244
中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則	247
中央大学法曹会募金実行委員会規則	249

中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則	250
-----------------------	-----

役員名簿

中央大学法曹会役員名簿（平成一五・一六年度）	252
中央大学法曹会／各種委員会委員名簿（平成一五・一六年度）	260
中央大学法曹会役員候補者名簿（平成一七・一八年度）	265
中央大学法曹会各種委員会委員長候補者名簿（平成一七・一八年度）	266

編集後記	267
------	-----

広報委員会委員長 瀬川

徹

中大法曹会の目指すもの



中央大学法曹会幹事長

中 津 靖 夫

平成一五年五月、伝統ある中大法曹会幹事長を拝命し、浅学非才の身で果たして重責に堪えうるか内心忸怩たる思いを覚えました。しかし私は誠意を持って幹事長役を務めることが大事だと考え、それなら私にも出来ると考え、お引受けした次第であります。幹事長役を務めるに際し、私が思ったことは、私立大学にとり、一般的に卒業生は大学にとり力の源泉であります。明治一八年イギリス法律学校として出発した中大において、卒業生のうちでも法曹となった者の責任は改めて申すまでもないほど、重大なものがあると認識したことでもあります。総合大学としての中大卒業生の全てが法曹になるものではないことは改めて申すまでもありませんが、中大においてOB法曹が中大卒業生の中核若しくは機関車の役割を担っていると考えるからであります。

私は、幹事長就任以来、今日まで、学会の中核である南甲倶楽部・国会白門会・体育会或いは年次

会の皆様方とどうしたら中大のよりよい発展を期することが出来るのか、組織論或いは学員の担うべき役割について再三協議して参りました。その協議の中で一つの議題として教職員の皆様方の意識改革が必要だということが論じられました。教育機関が経済団体とイコールでないことは、改めて申すまでもありませんが、団体（組織）として発展するためには組織上司令塔が必要であることも又申すまでもありません。中大において司令塔が二つあってはならないと考えます。従来中大においては教学と学員とを車の両輪として組織論が語られてきました。ともすれば司令塔が二つある感がありました。車（中大）をまっすぐに進めるためには、しかるべき司令塔の指揮があり、これに基づいて車の両輪を動かしていくべきことがこれまで中大では論じられていないように思われます。

教学と学員を車の両輪としてその上に司令塔としての理事会の権限・責任を確立するという点が欠けていたように思われるのであります。

この度、改正された私立学校法において、学校法人の業務は全て理事会において決定することが法定されましたが、まさにこの点を明らかにしたものだと思っております。文字通り理事会（理事長）が教学と学員を車の両輪として中大の発展を期していただきたいものだと思存致す次第です。

平成一六年我が国の司法の根幹を為す法曹養成制度について大改革がなされ、所謂ロースクールが設立され、中大は定員三〇〇名を擁する我が国最大のロースクール（東大・早大も三〇〇名が定員）を設立しました。ロースクールの是非或いは従来の法学部をどうするのかといった最大論点はひとまずおきまして、ロースクールが出来た以上、中大は、イギリス法律学校以来の伝統を維持し、良き法曹養成の

ための学校でなければならぬ歴史的使命を有しております。これを応援するのが中大法曹会の責務だと考えます。

中大ロースクールの一期生・二期生の学部卒業校を見ますと、中大出身者は三割を割っており、その割合は二期生においては一期生より更に減少しております。中大の学生及びその父兄の落胆ぶりが目に浮かびますが、この点の対策を講ずる必要がありますが、ここではひとまずおいて先を進めます。

これからの中大法曹の学歴を考察しますと、次のようなことが言えます。

1 中大卒で中大ロースクール卒

2 他大学卒で中大ロースクール卒

3 中大卒で他のロースクール卒

私は右の諸君は全て将来の中大法曹だと考えますが、この中で実は1の中大法曹がもしかしたら数ににおいては一番少ない人数になるのではないかというのが私の心配なのであります。

おそらく、右の1・2・3の学生諸君の新司法試験合格者数については中大は我が国最大を誇ることが出来るかもしれませんが、私達現中大法曹にとってはいささか寂しい思いがあることも拭い切れません。中大生の奮起を期待して止まない次第です。

それはそれとしても、右1・2・3が全て中大法曹であることは間違いありません。中大法曹会は右の諸君と今後の協力関係を樹立しなければなりません（この対策として二年次生と中大法曹の懇親会を企画しました。今後の執行部においても継続して行って欲しいと思います。）。

右の観点から種々の考慮が必要ですが、とりわけ、学会会の充実が急務であります。即ち学会会支部として中大法曹会の充実を急ぐ必要があります。これがひいて学会会を活性化すると考えるからです。現在危惧されることは、中大法曹会への中大法曹の参加意志が薄弱なことです。私はこれを打開すべく、近時女性法曹が増加傾向にあるところから中大法曹会女性部会の設立を企てましたが、機構改革委員会のご努力にもかかわらず、右企画は頓挫してしまいました。

これからの最重要課題は、中大法曹とりわけ若手の諸氏に中大法曹会の活動に参加して貰うことが急務であり、その方策を模索しているところであります。

その一環として、田宮幹事長以来懸案になっております全国の中大法曹会の支部設立については、平成一六年一月二二日広島支部が設立されました（現段階で平成一七年三月には横浜でも設立される予定です。）今後にも一歩でも前進すべく努力中であります。

中大法曹会ひいて学会会への皆様のご支援をお願いして中大法曹第二一号発刊の辞とさせていただきます。皆様方の益々のご発展を祈念して止みません。



中央大学の展望 大学経営の観点から

学校法人中央大学 理事長 阿部 三郎

中央大学法曹会の会報が回を重ねられ、第二十一号「中大法曹」として発刊されましたことは、誠に喜ばしく衷心より御祝い申し上げます。

中央大学法曹会の役員並びに会員の皆様には、母校中央大学の発展のために、多大なるご支援、ご鞭撻を賜っております。その格別のご協力に對しまして、厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、本会報が発刊されます五月には、中央大学理事長として、二期六年目の任期を全うする時分であるかと存じますので、まずは、この六年間を振り返って、中大法曹の皆様にも、如何に種々様々な場面において、ご協力をいただいていたかについて、申し述べさせていただきます。

中央大学理事長として就任いたしました平成十一年は、わが国の高等教育制度の改革や司法制度の改革の動向として、それまでにない抜本的な改革を指向し始めた時期であり、高等教育機関を取り巻く環

境そのものが大きく変化いたしました。大学は、このような変化に対応する施策として、専門職大学院の設置構想の策定に着手し、翌十二年四月には、将来、専門職大学院の教育拠点となる市ヶ谷キャンパスが、施設改修を完了し開校式を迎えました。同年五月には、キャンパス整備計画を支える財源調達のための有利子学校債「白門学債」の募集を開始、併せて、平成十三年十月から、創立百二十五周年記念事業計画と必要財源総額百億円の周年募金計画を始動、その結果、平成十四年七月から翌十五年三月までに、多摩学生研究棟「炎の塔」、後樂園キャンパス新棟「新三号館」、多摩学生生活関連棟「Cスクエア」及び多摩キャンパスモノレール駅前「グリーンテラス・白門プロムナード」の新施設が相次いで竣工いたしました。特に、「炎の塔」建設に際しまして、法曹の皆様の絶大なるご支援・ご協力を賜りましたことは、ご案内のとおりでございます。更に、平成十四年の国際会計研究科の開設に続き、平成十六年には、本学百年の大計とも賞されました法科大学院が、我が国最大規模の三百人という入学定員で開設、最も多い志願者を、この二年間に亘って記録したことは、記憶に新しいところであります。法曹の皆様方が、母校を応援くださる熱意と、実務家教員等として直接に後輩学生をご指導くださるご尽力とに支えられ、中央大学の法科大学院は、新司法試験制度における勝ち組としての結果を出すべく、着実に邁進いたしております。

また、平成十一年に発足した法人の機関である商議員会会員へのご就任、翌十二年に発足した制度である名誉評議員へのご就任等々、様々な機会において母校へのご協力を賜って参りました。この紙面をお借りして、改めて、深甚なる敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

次に、中央大学理事長としてのこれまでの経験を踏まえまして、これからの大学経営の在り方という観点から、母校中央大学の展望について、述べることにいたします。

【少子化とその対応について】

少子化が叫ばれはじめて随分久しく、まさに大学経営の難しい時代に突入したといえます。このことは、国・公・私立の大学間競争が、今後ますます熾烈となり、学生の争奪合戦の様相を呈することを意味します。この現象を、受験生の側からみた場合、「求める自己の目的に即して大学選択が可能となること」であり、目的意識が明確な学生が社会に多く輩出されてくる時代においては、社会そのものが、幅広い教養と、より実践的なスキルを修得した人材の養成を、大学に求めてくるものと考えられます。すなわち、大学は、社会からもこれまで以上に選別されることとなります。

幸い、中央大学は、一、実学教育を重んじてきている。二、法曹界、公認会計士界といった専門性の高い業界に多数の卒業生を輩出してきている。三、政界、官界、経済界においても、実学教育を修得した卒業生が幅広く活躍中である。四、六つの学部、二つの専門職大学院、本年四月創設の公共政策研究科を含めた七大学院研究科、九研究所を設置する総合大学である。以上のことから、学生に、多種多様な十分なメニューを提供することが可能となる層の厚さを有している大学と位置付けることができ、このことから、少子化の時代は、中央大学にとっては、むしろ好機と受けとめるべきといえましょう。

【大学にとっての「経営」とは】

我が国においては、最近まで、学校法人における「経営」という表現は使われることがなく、専ら、

設置する大学の「管理運営」という表現で言い表されてきましたが、現在では、「大学経営」と称するのが一般的な考え方があります。それは、在学生・卒業生を通じて、積極的かつ安定的に、大学の有する有形無形の所産を社会に還元することが、大学に対して強く求められるようになってきたことに起因しており、確固たる経営理念や経営姿勢を持つことが、大学経営者の責務といえます。

そして、大学が果たすべき第一の使命は、充実した教育研究活動を永続的に担保することです。先述した、多種多様な十分な教育研究活動メニューの提供と、学校法人全体の財政状況及び施設設備の整備状況との均衡を図ることが、大学経営の基本姿勢であります。このように、ともすると相反する事業を総合的に遂行していくためには、両者を束ねる行動原理が必要不可欠となります。

【中央大学の経営ビジョン】

この行動原理として、平成十二年五月の市ヶ谷キャンパス開校式において、理事長提言として、本学の歩むべき三つの道を提示したのは、この考え方に基づくものでありました。

一、国内外に開かれた大学として、「知」「学問」の発展を図り、その成果を広く社会に還元する。

二、各界各層の市民のため、実学による生涯教育の場を提供する。

三、国際化、情報化の中で世界レベルの交流を伴う高度な研究システムとプロジェクトを持つ高等教育機関を目指す。

以上の行動指針の実現は、平成十一年五月に理事会議決された「二十一世紀へ向けての本学の総合的な改革に関する理事会基本方針」に示されている「経営ビジョン」である「①学部・大学院・研究所等

の改革、②財政改善の推進、③キャンパス整備の推進」を着実に進捗させること、すなわち、理事会基本方針に掲げられている個別実施事業（本文冒頭に掲げた種々の事業）の具現化でありました。

この六年間は、様々な改革を断行することにより、在学生や卒業生、地域社会に対して、中央大学ゆえに実現し得る多彩なメニューを提供し、「法科の中央」の伝統に加えて、更に裾野が広がる大学経営を可能とすることができたものと実感いたしているところであります。

【中央大学を取り巻く環境の変化への対応】

ところで、理事会基本方針が策定されて五年が経過した昨年、平成十六年四月に、角田邦重学長を委員長とする総合企画委員会から、理事長諮問に答える形で答申（教学グランドデザイン）が提出され、その答申には、①学部・大学院・研究機能の改革を更に進めた提言、②実学教育の更なる発展、③文系・理系を問わず、学問分野を融合した新教育システム、④知的財産の創造と管理・活用サイクルの構築、⑤ヒューマン・ネットワークの確立と活用、等の総合大学である中央大学ゆえに実現し得る多彩なメニューが盛り込まれております。このことは、本学を取り巻く高等教育環境の変化や学術研究の進歩発展に合わせて、また、本学の財政状況に鑑みて、経営ビジョンは、常に、本学にとってより相応しいものへと軌道修正され続けていかなければならないことへの対応であり、その証左でもあります。

【現在、鋭意取り組んでいる重要事業】

そして、この教学グランドデザインにおいても提示されている事業のうち、すでに法人において、最重要事項として位置付け、鋭意取り組んでおります事業は、①スポーツ振興支援策、②中高大一貫教育、

③「二十一世紀館（仮称）」建設計画、④専門職大学院等の都心展開及びそのための施設拡充、の四事業であり、本会報が発刊されます五月には、いずれも、その方向性が提示されているものと存じます。

さらに、理事長の諮問機関を設置して、集中的に検討を重ねてきました、①基本規定の見直し（ガバナンス体制の検討）、②知的財産の創造・管理・活用体制の構築については、各検討委員会から、それぞれ検討結果が答申され、今まさに、その具現化に向けての作業が理事会において進捗しているところであります。

【財政改革への取り組み】

以上、これからの大学経営の在り方という観点から、母校中央大学の取り組みと方向性を展望いたしました。私立大学の経営における財政の基盤は、学生生徒納付金がその中心であり、先述のとおり、在学生や卒業生、ひいては社会に対して、多彩なメニューを用意し、提供し続けていくという本学の使命を遂行するためには、多額の支出を必要といたします。健全なる大学経営を行うための「経営ビジョン」には、大学財政の基本的な構造を踏まえた、財政改革の実行が不断に行われることが、重要な要素となります。このことは、先述しました経営ビジョンの「②財政改善の推進」の具現化を行うことであり、理事会基本方針には、収支構造の改善策として実行すべき改革項目が示されております。「収入部分の改革項目」、すなわち増収策を図るべき項目は、①学生生徒納付金収入、②手数料収入、③寄付金収入、④補助金収入、⑤外部資金、⑥資産運用収入、⑦事業収入の七項目であり、「支出部分の改革項目」、すなわち合理化・削減策を講ずるべき項目は、①人件費と人事制度改革、②研究費配分の見直し、

③業務改善、④間接経費、⑤ライフサイクル費用の五項目であります。

大学経営を預かる者として、教育研究活動の一層の充実を推進する一方で、効率的な資金調達を行うために、常に努力を傾注してきた重要事項であるといえます。

【まとめと御礼】

このように、理事長としての六年間は、理事会基本方針という規範を堅持しつつ、各種の事業展開を果たしてきた道程ではありましたが、その過程は、めまぐるしく変化する高等教育を取り巻く状況を確実に把握しながら、中期的な期間で想定した中央大学の在るべき将来構想について、常に軌道修正を行っていく過程でもありました。そして、今後は、これまで以上に各大学が、評価と選別の荒波に洗われる、大競争時代へと突き進んでいくことになります。今こそ、これまで以上に、受験生が望む付加価値を提供できる真に魅力のある大学として、社会に対して貢献度の高い大学として、そして、世界の中で存在感のある大学として、中央大学に磨きをかけていくことが強く望まれております。そして、中央大学は、その歴史を振り返りますとき、その節目、節目において、学員の力強いご支援をいただきながら、更なる発展をいたして参りましたことが、確実に見て取れます。

どうか、中大法曹の皆様におかれましては、今後とも、母校の一層の興隆・発展に對しまして、力強いご支援を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げる次第でございます。

最後に、中央大学法曹会のみますますのご発展と会員の皆様の一層のご健勝・ご繁栄をお祈り申し上げますとともに、理事長在任中のご指導・ご鞭撻・ご協力に對しまして、心から感謝・御礼申し上げます。



中央大学法科大学院への期待

中央大学総長 外間 寛

中央大学法科大学院は、昨年四月幸先のよい出発をすることができました。二〇〇五年度も、昨年を引き続いて全国で最も数の多い入学志願者を集めています。全国の法科大学院の中で、それだけ高い評価を受け、そして大きな期待が寄せられているということでしょう。これは勿論、中央大学法科大学院が十分な数の、そして優れた教授陣を揃えていること、明確な教育目標を掲げそして多彩な教育課程を整えていることによるものでしょう。法科大学院がこのような充実した陣容を整えることができたのは、法人を含めて中央大学全体の積極的な支援、そして中央大学法曹会の熱意ある協力が得られたことによるものと言ってよいでしょう。

法科大学院は、発足半年後に、その機関誌「中央ロー・ジャーナル」の創刊号を刊行しています。おそらく全国の法科大学院に先駆けて、発足後間もない時期にこの高級な学術専門雑誌を刊行することが

できたことに注目したいと思います。そこにはいくつかの論説のほか、法科大学院開設記念シンポジウムの貴重な記録が収録されています。この記録では、多くの方々が法科大学院における教育のあり方について熱意をもって語っておられます。この記録および論説を一読しますと、法科大学院では、その設立の趣旨に即して、また国の司法制度・法曹養成制度改革の理念を体して、新たな法学教育への真剣な取り組みが展開されていることが分かります。実際、実務家教員を含めて法科大学院の多くの先生方からも、同じ趣旨のお話を伺っております。中央大学法科大学院では、教職員、学生を含めて *community of commitment* が形成されつつあることを強く感じます。この機関誌の刊行によって、中央大学法科大学院は改めて全国の法科大学院の大きな注目を集めていることでしょう。この学術専門誌が、高度に専門的な法学教育のあり方について、また理論と実務の架橋を目指す法律学の新たな展開について、全国に、そして望むらくは国際的に発信を続けていくことを期待しています。

去る二月五日に、中大法曹会の主催で、法科大学院の学生諸君との懇談会が持たれました。私の日程では別の会合と重なっていましたが、私は是非法科大学院の学生諸君と直接会って懇談の機会を持ちたいと思い、こちらの集いに出席しました。多くの学生諸君が、大学院での授業の準備のために毎日が大変だという趣旨のことを述べていたのが強く印象に残っています。この会合には、中央大学以外の大学出身の学生諸君も大勢参加していました。これらの学生諸君は、異口同音に中央大学法科大学院で勉強することができて、自分の選択は間違っていなかったと思うと話していました。中央大学法科大学院の学生は、出身大学の如何に関わらず中央大学の学生であり、そして卒業すれば中大法曹会・中大学員会

の会員となるという意識を育てることが大切だと思います。中央大学は、学員会活動が盛んです。これはとてもよいことだと思います。学員会は、中央大学を支える大きな活力です。それで、法科大学院の卒業者が学員会の法科大学院支部を組織することを支援することにしてはどうでしょうか。

また、法科大学院の教職員・学生諸君と多摩キャンパスの教職員・学生諸君との交流を図ることも、法科大学院の学生諸君の中央大学への帰属意識を高めるのに役立つのではないかと思います。これは単なる思い付きに過ぎませんが、例えば多摩キャンパスで、法科大学院の教職員・学生諸君の参加するシンポジウム（例えば、「法科大学院の一年を振り返って」のテーマで）を開催して、法科大学院の現状を多摩の教職員・学生諸君に広く知ってもらうのは意義あることだと思います。



新しい法曹養成時代の幕開け

——伝統復活に向けての課題

中央大学学長 角 田 邦 重

一、昨年四月、後樂園キャンパスにおいて、法科大学院の第一回入学式を挙げてから、既に一年が経過しようとしています。幸いなことに、三〇〇名というビッグ・ロースクールの設立に漕ぎつけ、第一期生は五四〇〇人を超える最高の志望者のなかから選抜された三二七名の第一期生を迎えることが出来たことを考えると、まずは順調な船出であったと言うべきでしょう。

また第一期生が、当初の予想を超える多様な層からなることに半分複雑な気持ちを抱きながらも、喜んでいます。半分複雑な気持ちというのは、正直のところ中大の卒業生にもう少し健闘して欲しかったと思うからです。実際には三分の一に過ぎませんでした。その結果、中大の法学部に入学してもロースクールには僅かな者しか進学出来ないといった評価が定着することになれば、法学部に優秀な学生を集めるのは困難になりかねません。だからといって、自分の学部 of 卒業生だけを有利に取り扱

うわけにはいきません。結局のところ、学部における法学教育の底上げを図る以外に方策はないことを覚悟して、法学部の改革に取り組む以外に方策はないのです。中央大学の法曹養成に果たしてきた伝統の復活は、ロースクールだけで完結するわけでないことを自覚して取り組まなければならないと思っています。

もちろん、出身学部の違いを超えて中大ロースクールとともに学んだ意識を感じてもらうことも重要です。幸い、中大法曹会主催で行われた二〇〇四年度の司法試験合格祝賀会は、中大ロースクール一年生で現行司法試験に合格した一四名の合格者も招待して行われましたが、そのうちの六名は東大、慶応、早稲田、上智といった他大学出身者でした。挨拶に立ったこの人達は、こもごも中大ロースクールに入学したから合格できたこと、後輩の指導を買ってでるつもりである旨を語っていました。是非、中大法曹のメンバーに迎えて下さることを念じています。

入学志望者が、他大学出身者に加えて、医師や会計士などをはじめ広い層にまで及んでいることも驚きでした。同時に、中大の他学部からも、入学者を出す努力を意識的にしなければならないと思っています。昨年、公認会計士試験に合格した商学部三年生の学生が、飛び級でロースクールに入学してきましたが、同様に、知財・特許専門の法曹を志望する理工学部の学生を迎え入れることが出来ればと期待しています。

二、法科大学院の構想は、これまでの法曹養成に抜本的变化をもたらすものであることはいうまでもありません。二〇〇一年六月の司法制度改革審議会・最終報告書によって急展開を見ることになったロー

スクール構想は、①法の支配を確固たるものとするために、司法制度を支える法曹人口の増大が必要であること、②国際化・高度化・複雑化する法的紛争に対処しうる専門的知識を備えた法曹の教育は、アンダー・グラジェイトやまして司法試験予備校の教育に期待できるものではないこと、③加えて、多様な経歴と社会的経験をもった人を受け入れる開かれた入学制度や実務家法曹による実務教育科目の導入などなど、いずれもこれまでの大学における法学教育の常識を覆すものであることは言うまでもありません。

中大ロースクールは、これらの課題に応えるため、知的財産や情報、医療といった先端科学技術分野、渉外・国際関係、ビジネス、刑事法、公共政策などの専門分野を学べる科目群と、中大法曹会の全面的協力を得て実務法曹に不可欠な分厚い実務基礎科目を用意しています。全国にまたがる中大出身の法律事務所に協力をお願いしているエクスターンシップや、駿河台記念館内に開設された白門法律事務所でのリーガルクリニックといった実習教育は、いずれも中大だからこそ可能になったと言えるべきでしょう。

中大ロースクールは、文科省から認可を受けるにあたって、いくつかの留意事項を受けていました。市ヶ谷キャンパスが多摩キャンパスと離れていて施設にゆとりがないため、学生の自習室の確保や図書の利用などに工夫すること、というものでした。そのため、開設一年目に、文科省の大学設置審のメンバーによる履行状況調査を受けました。留意事項を中心に、しかし、それにとどまらず法科大学院の設置理念に適った教育が行われているかどうかを、関係者からのヒアリング、授業の聴講、さら

には学生だけを別室に呼んでのヒアリングなど多方面からの調査は、昼休みを挟んで、朝から夕方までの長時間に及ぶものでした。そして、最後に行われた総括的な調査結果の伝達では、「大規模ロースクールであるにもかかわらず、大変理想的な教育が行われていることを感じた」というものでした。キャンパスの狭さは、最初から自覚していたことです。しかし、大学の都心展開はロースクールのためだけではなく、市ヶ谷キャンパスで三年前から行われているアカウンティングスクールや、この四月から多摩で開校する行政大学院、あるいは後樂園キャンパスでの社会人を対象とした文系の大学院などを含めて、中央大学の将来構想を具体化する拠点となりうるものでなければなりません。昨年、中期的将来構想をグランドデザインとしてとりまとめていますので、その具体化を急がなければならぬと思っています。三、法科大学院による新たな法曹養成の構想が成功するかどうかは、新司法試験の具体的制度設計によるところも少なくありません。昨年四月開始された法科大学院だけでも六八校、これに本年四月からさらに六校が加わることで、司法制度改革審議会が予想していた、法科大学院の卒業生のうち七割から八割が司法試験に合格できるといった楽観的前提は、早くも崩れ去ったこととなります。もちろん七割、八割の合格者を出せるところもある反面で、卒業生の一割しか合格させられないで、入学志望者を集められない大学院が出てくることも十分予想されます。そこから司法試験に合格させることを至上命令にする大学が現れるとすれば、それは予備校と何ら変わらないことになってしまいうでしょう。

来年予定されている一六〇〇名の司法試験の合格者を、第一回目の新司法試験と、並行して行われ

る現行司法試験の合格者にどう配分するかを巡ってさまざまな議論が行われていますが、この問題は司法試験の合格者を二〇一〇年には年間三〇〇〇名にするという目標から出発しながら、実際には予想を上回るロースクールが誕生した事情を抜きに考えることは出来ません。それだけに、これからも、三〇〇〇名という上限そのものの撤廃や、隘路となっている司法修習制度廃止の主張と、法曹の質の確保や法曹一元を支えてきた司法修習制度の意義からこれに反対する考え方との間で、激しい論争が展開されることが予想されますし、その行方から目が離せないと思っています。

いずれにせよ、法科大学院は、司法試験の合格者を確実に出せるかどうかと問われる一方、どういふ専門的質を備えた法曹を育てることが出来るかという質を問われており、いわば二兎を追う宿命をもっているのです。我々の法科大学院は、この二兎を追う誠実な努力をとおして、法曹養成制度の抜本的改革に貢献しなければならないと思っております。

